

●香川県告示第97号

平成25年香川県告示第161号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定				別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			
水 域		該当類型	達成期間	水 域		該当類型	達成期間
河 川	詰田川（木太大橋より上流） 略	<u>C</u>	略	河 川	詰田川（木太大橋より上流） 略	<u>D</u>	略
(注) 略				(注) 略			